

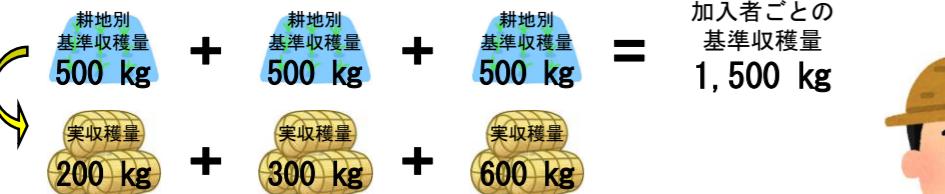
半相殺方式

- 共済事故による加入者ごとの減収量（被害耕地の減収量の合計）が、
基準収穫量の2割（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。

※無被害耕地（増収した耕地を含む）は、減収量無しとして取り扱います。
※基準収穫量は、県指示による地域ごとの標準的な単収に耕作面積を乗じて得た加入者の平年の収穫量です。また、共済金支払開始割合は3割または4割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、**被害耕地の現場確認かつ実測調査（60株の坪刈り）**で行います。

例えば…



支払われる共済金は
 $(500 \text{ kg} - 300 \text{ kg}) \times 160 \text{ 円} = 32,000 \text{ 円}$

全相殺方式

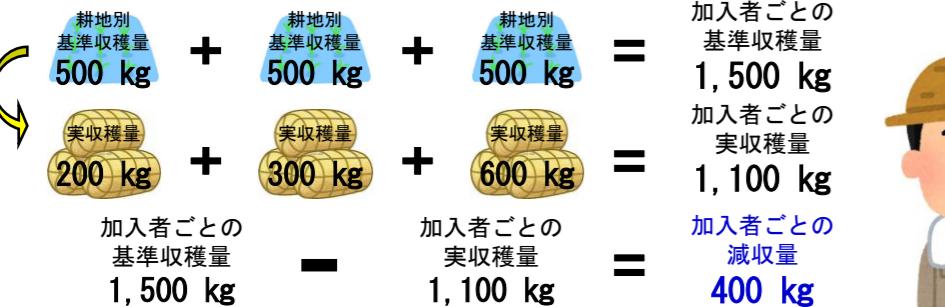
- 共済事故による加入者ごとの減収量（基準収穫量 - 収穫量）が、
基準収穫量の1割（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。

※被害耕地の減収量に無被害耕地の増収量を相殺した上で加入者の減収量として取り扱います。
※基準収穫量は、加入者ごとの直近5年間（無い場合には3年間以上）の収穫量の実績等を基に算定された加入者の平年の収穫量です。また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、**被害耕地の現場確認かつ乾燥調製施設のデータまたは青色・白色申告の決算書（帳簿）のデータ**で行います。

※収穫量把握のため、当該資料の提出が必要になります。

例えば…



支払われる共済金は
 $(400 \text{ kg} - 150 \text{ kg}) \times 160 \text{ 円} = 40,000 \text{ 円}$

地域インデックス方式

直近20年間では、1割を超える減収の市町村はありません。

- 共済事故による加入者ごとの減収が発生し、市町村ごとの減収量（基準統計単収-統計単収）が、基準統計単収の1割（共済金支払開始割合）を超える場合に共済金が支払われます。

※市町村ごとの統計単収の公表が無い地域では、県ごとの統計単収により算定します。
※基準統計単収は、市町村ごとの直近5年間の統計単収を基に算定された市町村（地域）の平年の単収です。また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、被害耕地の現場確認かつ農林水産統計の市町村ごとのデータで行いますので、
加入者ごとに減収が生じっていても、共済金が支払われない場合があります。

引受方式	半相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式
加入要件	水稻、麦の耕作面積の合計が 10ha以上 かつ 収穫量が適正に把握可能 (乾燥調製施設の資料または青色・白色申告の決算書が必要)	水稻、麦の耕作面積の合計が 10ha以上 かつ 収穫量が適正に把握可能 (乾燥調製施設の資料または青色・白色申告の決算書が必要)	水稻、麦の耕作面積の合計が 10ha以上
10ha当たり 共済金額	$480 \text{ kg} \times 160 \text{ 円} \times 8\text{割}$ 10ha当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 61,440 円	$480 \text{ kg} \times 160 \text{ 円} \times 9\text{割}$ 10ha当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 69,120 円	$480 \text{ kg} \times 160 \text{ 円} \times 9\text{割}$ 10ha当たり収量 1kg当たり価格 補償割合 69,120 円
10ha当たり 共済掛金（賦課金含む）	113 円	154 円	127 円
減収量の 確認方法	被害耕地の現場確認 かつ 坪刈り（60株の実測調査） による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 乾燥調製施設の資料または 青色・白色申告の決算書 による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 農林水産統計 による収穫量調査
共済金 支払基準	農業者ごとに 2割を超える減収	農業者ごとに 1割を超える減収	農業者ごとに減収 かつ 市町村の統計単収が 1割を超える減収
10ha 当たり 支払 共済 金	2割の減収 0 円	7,680 円	7,680 円
	3割の減収 7,680 円	15,360 円	15,360 円
	5割の減収 23,040 円	30,720 円	30,720 円
	10割の減収 61,440 円	69,120 円	69,120 円
	一筆半損特例 15,360 円	15,360 円	15,360 円
	一筆全損特例 53,760 円	53,760 円	53,760 円

※ 最高補償割合を選択した場合の令和7年産の県平均値を基に算出しております。

金融サービス提供法に係る重要事項説明書

● 農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することができますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1)通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2)加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3)正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4)被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5)組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただけます。

● 個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することができます。

令和7年産

水稻共済

近年、全国各地で台風や豪雨など自然災害が多発しております。

今後も起こりえる自然災害に備えて、

国の保険制度である農業保険に加入しましょう！

加入申込書につきましては、本パンフレット中面の記入例を参考にご記入いただき、ご提出をお願いします。

神奈川県農業共済組合



本所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2
TEL 事業第1課 0463-73-6307
代表 0463-94-3211

西部支所

小田原市、南足柄市
足柄上郡・下郡

〒250-0865 小田原市蓮正寺313-1
TEL 0465-27-0138

北部出張所

相模原市

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1
TEL 042-784-8500

ご加入は…

水稻、麦の耕作面積の合計が10%以上の方をご加入できます。
(借入耕地を含め、全耕地の加入が必要です)

- *耕地を貸付しており、ご自身で耕作していない方はご加入できません。
- *全相殺方式には、乾燥調製施設の資料または青色・白色申告の決算書(帳簿)により、収穫量が適正に把握できる方がご加入いただけます。

補償される期間
(責任期間)は…

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期(圃場乾燥中を含む)までです。

- *収穫は適期に刈り取ることをいいます。
圃場から搬出したものについては補償の対象外です。

対象となる災害
(共済事故)は…

風水害や干害などの気象上の原因による災害(地震及び噴火を含む)、病虫害、鳥獣害、火災が対象です。



- *農薬による薬害、車両などの飛込みによる損害、街路灯や看板などによる生育不良などは補償の対象外です。
また、肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切なども補償の対象外です。

被害発生時には、NOSAIまでご連絡をお願いします。

NOSAIによる共済事故の確認が無い場合は、共済金は支払われません。

引受方式は…

加入者ごとの減収量に応じて共済金が支払われる

半相殺方式 または **全相殺方式** からご選択いただきます。

- *農林水産統計を基準とした**地域インデックス方式**(市町村ごとの農林水産統計単収により減収量を算定しますので、実際の個々の被害の減収量とは乖離します)もご選択いただけます。【ご希望される場合は組合まで直接ご連絡ください。】

*以前の耕地ごとの減収量に応じ共済金が支払われる一筆方式は、農業保険法の改正により廃止されました。

一筆半損、
全損特例は…

耕地ごとに5割を超える減収量(半損以上)がある場合には耕地ごとに半損被害として、また耕地ごとに全損の場合には耕地ごとに全損被害として認定し、共済金が支払われます。

(加入方式での共済金と比較し、高い方の金額が支払われます)

- *一筆方式の廃止に伴い新設された特例になり、複数耕地を耕作している方が対象となる特約です。

*半相殺方式 または 全相殺方式では支払対象となりにくい、耕地(一筆)ごとの大きな減収(半損以上または全損)で共済金が支払われます。

記入例

伊勢原市 上柏屋43-2 農業太郎様	住所 署名又は捺印 電話	現組合員氏名です。 署名の場合は組合員氏名をお願いします。 名義に変更がある場合には、捺印だけではなく、 新たな名義で署名をお願いします。	伊勢原1-1 259-1131 記入日 令和07年4月1日 農業太郎 又は 0463-733-6307	引受方式 前年引受方式で加入(半相殺方式8割補償) 前年の引受方式等に□が記載されています。 全 変更される場合には、□を二重線で消していただき、 希望される引受方式等の□に✓をお願いします。	組合員等番号 24000000 一筆半損特約 有 自動継続特約の有無 無
--------------------------	--------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

重要事項説明書を了知した上、下記のとおり申込みをいたします。

★署名(又は捺印)、記入日は必ず記入ください。

※変更される場合は、希望する□欄にレ点を記入ください。

耕地番号	分筆番号	地名地番	耕地面積 a	引受面積 a	転作等の面積 a	類区分	品種		栽培の状況	備考	田畠区分 等級	収量 参酌
							品種	栽培の状況				
0001	001	伊勢原 3001	10.00	9.70	0.0	主食用米1回作	はるみ	休耕			田	002 100.0
0002	001	伊勢原 4001	9.40	0.0	9.21	主食用米1回作	はるみ	転作	サトイモ	田	002 100.0	
0003	001	伊勢原 5001	9.91	4.10	0.00	1類 主食用米1回作	はるみ	てんこもり	一部休耕 (5.81a)	田	002 100.0	
0004	001	伊勢原 6001	9.90	0.00	9.61			4 休耕		田	002 100.0	
0005	001	伊勢原 7001	9.91	9.71	0.00	1類 主食用米1回作	はるみ		宅地	賃借者の記入をお願いします。		
0006	001	平塚 8001	6.46	0.0	6.24			貸付	共済次郎	田	002 100.0	
0007	001	伊勢原 9001	9.85	9.65	0.00				売却	田	002 100.0	
0008	001	伊勢原 1001	9.29	9.02	0.00				返却	田	002 100.0	
0009	001	伊勢原 1101	9.64	9.36	0.0	主食用米1回作	はるみ	貸付	借入:農業一花	田	002 100.0	
		伊勢原 1201	9.64	9.36	0.0	主食用米1回作	はるみ		借入:共済三郎	田	002 100.0	

耕地面積:台帳等面積

引受面積:畦畔等を除いた作付面積

記入はボールペンでお願いします。

① 住所、組合員氏名、電話番号を変更する

名義変更により、振替指定口座の変更が必要となる(加入される)場合には、加入申込書提出後に組合より貯金口座振替依頼書を送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、ご提出をお願いします。
※名義変更がない場合にも署名又は捺印、記入日は必ず記入ください。

② 引受方式の選択をする

前年の引受方式(加入状況)欄に□が記載されています。
変更される場合には、□を二重線で消していただき、希望される引受方式等の□に✓を記入ください。
※全相殺方式は収穫量把握のため、乾燥調製施設のデータ又は青色・白色申告決算書(帳簿)の提出が必要になります。
※収入保険に加入している場合には、□加入しないに✓を記入ください。

※共済掛金の納入(口座振替)は7月を予定しております。

加入申込書のご提出後、作付け内容等に変更が生じた場合には、お早めにNOSAIまでご連絡をお願いします。

③ 休耕(転作)していた耕地を作付けする

④ 作付けしていた耕地を休耕(転作)する

⑤ 耕地の一部だけ、水稻を作付けする

⑥ 地名地番等を修正する

⑦ 地目を変更した(宅地、駐車場等)

⑧ 耕地を貸した

⑨ 耕地を売却した

⑩ 借りていた耕地を返却した

⑪ 耕地が戻り、作付けする

⑫ 新しく耕地を借り、作付けする

